

西紅陽台自治会補則（令和6年度）

自治会非会員のゴミステーション使用について

自治会非会員は下記の使用料の支払い及び掃除を条件にゴミステーション使用を認めます。

記

1. ゴミステーションの使用料年間 6,000 円を支払うこと
内訳 掃除用具購入費及び修繕積立金
2. ゴミステーションの掃除を行うこと

以上